

旧警戒区域で平成23年4月から自然庭園の営業を開始する予定であったが、原発事故により開園の断念を余儀なくされた申立人について、原発事故前の営業実績はないものの、予想売上高及び予想費用等を認定して平成27年2月末までの逸失利益が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 営業損害(逸失利益。但し、〇〇にかかる損害に限る。)
期 間 自 平成23年3月11日
至 平成27年2月末日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金2868万円の支払義務のあることを認める。

第3 既払額控除

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対して金226万8800円を支払い済みであることを相互に確認する。

この既払金226万8800円について、前項記載の和解金と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 確認条項

1 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

2 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人

は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成25年11月20日

(仲介委員 角田 淳)